

広島県告示第二百六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項及び第六条第一項の規定によつて、検査及び注射を次のとおり実施する。  
 平成二十七年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 分	実施の目的	実施する 区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査注射の別及びその方法
結核病	結核病撲滅のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている次の各号に該当する牛及び山羊であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの 一 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている生後三か月以上のもの 二 種付の用に供し、又は供する目的で飼育されている生後三か月以上のもの 三 前二号の牛と同一施設内で飼育しているもの 四 その他必要と認められるもの	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一 臨床検査 二 ツベルクリン反応ただし、皮内注射法 一 急速凝集反応 二 酵素免疫測定法（エライザ法） 三 試験管凝集反応 四 補体結合反応
ブルセラ病	ブルセラ病撲滅のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている次の各号に該当する牛、めん羊、山羊及び豚であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの 一 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている生後三か月以上のもの 二 種付の用に供し、又は供する目的で飼育されている生後三か月以上のもの 三 前二号のものと同一施設内で飼育しているもの 四 その他必要と認められるもの	同右	

馬伝染性貧血	馬伝染性貧血撲滅のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）による競馬に出場する馬及び乗用馬であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 臨床検査</li> <li>二 寒天ゲル内沈降反応検査</li> </ul>
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	鳥インフルエンザ発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている家きんであつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 ウイルス分離</li> <li>二 酵素免疫測定法（エライザ法）</li> <li>三 血清抗体検査（寒天ゲル内沈降反応）</li> <li>四 PCR検査</li> <li>五 リアルタイムPCR検査</li> </ul>
ヨーネ病	ヨーネ病撲滅のため	県下全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 実施する区域内で飼育されている次の各号に該当する牛、山羊及びめん羊であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの</li> <li>二 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されているもので生後六か月以上のもの</li> <li>三 種付の用に供し、又は供する目的で飼育されている生後六か月以上のもの</li> <li>四 前二号の牛と同一施設内で飼育しているもの</li> <li>五 その他必要と認められるもの</li> </ul>	同右	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 臨床検査</li> <li>二 細菌検査</li> <li>三 ヨーニン検査</li> <li>四 補体結合反応</li> <li>五 酵素免疫測定法（エライザ法）</li> <li>六 予備的抗体検出法（以下「スクリーニング法」という。）</li> <li>七 リアルタイムPCR検査</li> </ul>
伝達性海綿状脳症（牛）	牛海綿状脳症の摘発及び清浄性の確認のため	県下全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 実施する区域内で飼育されている次の各号に該当する牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの</li> <li>二 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項で届出のあった満四十八か月齢以上（推定を含む）の死体。ただし、同条第二項のただし書きに該当する場合を除く。</li> <li>三 その他、検査を必要と認めるもの</li> </ul>	同右	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 酵素抗体法（エライザ法）</li> <li>二 ウェスタンブロット法</li> <li>三 免疫組織化学的検査</li> </ul>

家さんサルモ ネラ感染症	家さんサルモ ネラ感染症（ひな 白痢）の撲滅の ため	県下全域	実施する区域内で飼育されている種鶏	同右	急速凝集反応検査
腐そ病	腐そ病撲滅のた め	県下全域	実施する区域内で飼育されている蜜蜂であつて、家畜保健衛生所の指定するもの	同右	一 肉眼的検査 二 細菌学的検査
炭疽	炭疽の発生予防 のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	皮下注射
牛流行熱	牛流行熱の発生 予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	筋肉内注射
オーエスキー 病	オーエスキー病 の発生予防のた め	県下全域	実施する区域内で飼育されている豚であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	一 臨床検査 二 ラテックス凝集反応検査 三 酵素免疫測定法（エライザ法） 四 中和試験
馬インフルエ ンザ	馬インフルエン ザの発生予防の ため	県下全域	実施する区域内で飼育されている馬であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	一 臨床検査 二 抗原検出検査 三 PCR検査
イバラキ病	イバラキ病の発 生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	血清学的検査
牛流行熱	牛流行熱の発生 予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	血清学的検査
アカバネ病	アカバネ病の発 生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	血清学的検査
チュウザン病	チュウザン病の 発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	血清学的検査

伝達性海绵状 脳症(めん羊 山羊)	牛白血病	豚流行性下痢	豚繁殖・呼吸 障害症候群	伝染性胃腸炎	カンピロバク ター病	トリコモナス 病	牛ウイルス性 下痢・粘膜病	アイノウイル ス感染症
めん羊、山羊の摘発及び清 浄性の確認のため	牛白血病の撲滅 のため	豚流行性下痢の 発生予防のため	豚繁殖・呼吸障 害症候群の発生 予防のため	伝染性胃腸炎の 発生予防のため	カンピロバクタ ー病の撲滅のため	トリコモナス病 撲滅のため	牛ウイルス性下 痢・粘膜病の発 生予防のため	アイノウイルス 感染症の発生予 察のため
県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域
実施する区域内で飼育されているめん羊、山羊 であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、 家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている豚であって、 家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている豚であって、 家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている豚であって、 家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、 家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、 家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、 家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、 家畜保健衛生所長の指定するもの
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
一 ウエスタンブロット法 二 免疫組織化学的検査	一 間接赤血球凝集反応 二 酵素免疫測定法(エリイザ法) 三 リアルタイムPCR検査	一 血清学的検査 二 PCR検査	一 血清学的検査 二 PCR検査	血清学的検査	一 蛍光抗体法 二 細菌学的検査	病原学的検査	血清学的検査	血清学的検査

豚コレラ	ウエストナイルウイルス感染症
豚コレラの清浄性確認のため	ウエストナイルウイルス感染症の清浄性の確認のため
県下全域	県下全域
実施する区域内で飼育されている豚であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている家畜の農場であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの
同右	同右
一 中和試験 二 酵素免疫測定法（エライザ法） 三 ウイルス分離 四 蛍光抗体法 五 PCR検査	PCR検査